

民法展開演習 (HA・HB合同) 最終到達度検証試験の解答例・コメント付

2020年1月17日

松岡 久和

1 設問1の(1)について

(1) A B間の契約の性質と占有の性質

まず、A B間の契約は何か、Bの直接占有の有無やAの占有の性質から問題になる。事実2のBの言葉をそのまま受け取ればB所有倉庫の空き部分の賃貸借契約とも考えられる。しかし、倉庫の鍵はBのみが所持している(事実1)、AがBの倉庫の空き場所を自由に使えるわけではないから、BはAの占有補助者ではなく倉庫に対してAから独立した直接占有を保持している。それゆえ、A B間の契約は、賃貸借ではなく、有償寄託であると考えられる。そして、本件在庫商品は、受寄者Bが直接占有し、Bの占有を通じてAが間接占有している。

(2) A C間およびA D間の契約ならびにCおよびDまたはEの所有権取得の優劣

次に、A C間およびA D間の契約はいずれも集合動産譲渡担保に該当する。目的物は本件在庫商品と特定しており、弁済期まではAの処分権限が認められるので、設定者の経営の自由を過度に圧迫することなく、また、目的物はAが事実1で買い受けた家具等に限られているので、Aの他の債権者を害することもない。それゆえ、両契約は公序良俗に反することなく、共に有効である。(Dについて利息制限法の制限超過部分は無効で、Aは弁済期にDに2,925,750円を返還すれば足りるが、消費貸借契約や譲渡担保契約の全体には影響しない)。

判例によれば、譲渡担保は、担保目的での所有権の譲渡と解され、譲渡担保の二重設定は債権契約としては有効であるが、所有権は二重には存在せず、所有権譲渡の優劣が定められなければならない。動産所有権譲渡の対抗要件は、178条の引渡しであるところ、引渡しには、現実の引渡しのほか、簡易の引渡し(182条2項)、占有改定(183条)および指図による占有移転(184条)も含まれる(判例・通説)。また、動産債権譲渡特例法による動産譲渡登記も、民法178条の引渡しがあったものとみなされ、同等の対抗力を有する(同法3条1項)。そこで、CとDへの譲渡の優劣は、原則として対抗要件の具備の先後により定めるところ、本件では、Cの動産譲渡登記が先行しているため(事実4および5)、Cへの所有権譲渡が優先する。

もっとも、動産譲渡登記の具備によっていったんCへの所有権の帰属が確定したとしても、その後のDへの譲渡および譲渡担保権の実行としてのDのEへの売却のいずれかについて即時取得(192条)が成立すれば、Cは所有権を失う。そこで即時取得の要件を検討する。DもEも、前主との有効な取引行為によって占有を取得しているが、指図による占有移転でもこの要件が満たされるかどうかには議論がある。Bの直接占有が続いていて、外観上、Cが自らの所有権取得を脅かされているとは認識できない状態なので、占有改定による即時取得を否定する見解からは、本件でも即時取得の成立は否定的に解されよう。そうすると、その他の要件の充足の有無を検討するまでもなく、所有権はCに帰属する。

(3) Bによる本件在庫商品の返還先

- | | |
|------|--|
| 1 指摘 | HP |
| → | Aが処分可能なので、流動財産譲渡担保と言ってもよい。ただ、本件在庫商品に新たに追加されることが予定されていない点でやや特殊である。この点は、本問では詳しく論じる必要はないだろう。 |
| ← | |
| 2 指摘 | HP |
| → | この括弧書きの問題は、結論に影響しないので書かなくてもよいが、気付けば若干加点。 |
| ← | |
| 3 指摘 | HP |
| → | 譲渡担保・流動財産譲渡担保の性質論を展開するのは、本問では余裕がなく略している。担保権的構成では二重設定が可能になることを上手に加えれば加点。 |
| ← | |
| 4 指摘 | HP |
| → | 平成18年のプリマチ事件判決では、後順位譲渡担保権の成立を認めるように見えるが、ここではそうだとすると優劣が問題になる。 |
| ← | |
| 5 指摘 | HP |
| → | 以下はいわゆる類型説で否定する結論を採ったが、肯定説・否定説のいずれも成り立ちうる。肯定説に立てば、善意・無過失要件が、186条・188条の推定から問題になるので、解答例ではそれを避けたという側面もある。 |
| ← | |

民法展開演習 (HA・HB)

最後に、動産債権譲渡特例法3条2項ならびにこれを参考に新設された民法660条2項および3項と物権的返還請求権の関係を論じる。まず、AとDまたはEの関係では、事実5の通知がDを寄託者＝返還請求者とする指図であるとするれば、事実6のDの連絡(これも指図と解される)と相まって、BはAにではなくEに返還すべきことになる。

しかし、CとEとの関係では、DおよびEの即時取得が否定されるとすれば、Cが優先する(上記(2))。Aが行方不明であるためAに催告(動産債権譲渡特例法3条)をすることができないので、Bは、登記済の譲受人Cに本件在庫商品を返還すれば、Aに対する損害賠償責任を問われない。同様にDやEに対する損害賠償責任も問われないことになる。したがって、Bは、本件在庫商品をCに返還すべきである。

2 設問1の(2)について

譲渡担保権の実行前に譲渡担保権者が所有者となって寄託契約関係が引き継がれるのかは難しい問題であるが、それが肯定されれば、寄託関係を最終的に引き継いだ所有者に対して寄託契約上の保管料債権を主張できるはずである。

仮に契約関係が引き継がれないとすれば、Bの直接占有が続いている限り、A・B間の寄託契約が2021年2月まで残っていたことになる。BはAまたはCもしくはDの所有にかかると他人の物を占有し、本件在庫商品の寄託契約に基づく保管料債権を有しており、同債権は本件在庫商品の占有保管を内容とする寄託契約という同一の法律関係から生じたものとして全額につき目的物との牽連性があり、留置権が成立する(295条)。留置権は物権であり、目的物の所有権を取得した者にも対抗できる。

よって、Bは、いずれにしても35万円の支払と引換えの抗弁を主張することができる。

3 設問2

(1) 第三者の詐欺による取消し

本件連帯保証契約は、一般的な書面要件をみたしたF・G間の確定額の保証であり、その限りでは有効に成立する(446条2項)。自らの事業に使うのにHの進学資金であるとして、Aが借入金の用途について虚偽の事実を述べてGに保証委託をし、それによりGがFと連帯保証契約をしたことが問題となる。ただ、金銭消費貸借契約では用途が定められていなかったため、一般的には、用途に関する詐欺の事実を相手方Fが知ることができたとは言いきく、第三者Aの詐欺を理由とするGによる取消し(96条2項)は難しい。

(2) 催告・検索の抗弁権

本件契約は連帯保証契約であるため、催告・検索の抗弁権はない(454条)。

(3) 事業債務個人保証契約の無効

問題になりうるのは、事業債務個人保証契約の規律の適用である。その適用が肯定されれば、事前に保証意思確認の公正証書の作成が原則として必要であり、それを欠く事業債務個人保証契約は無効である(465条の6第1項)。保証人であるAの妻Gが、5年前からAと別居しAの事業の共同経営者でもAの事業に従事しているのでもない本件では(事実8)、適用除外要件(465条の9)はみたされない。

核心は、用途を定めていない債務についての本件保証契約が「事業のために負担した貸

6 指摘 HP

→ BとDのやりとり(事実5)を摘示して、寄託契約の寄託者の地位がDに受け継がれたという構成を探ることもありうる。ただ、DはCに所有権取得を対抗できないため、契約上の地位だけがDに移っているというのは、いさか不自然な感がある。

7 指摘 HP

→ 660条2項が受寄者に広く引渡拒絶権を認めたとする理解もありうるが、受寄者の地位が所有者にも対抗できる占有正権原となる理由が説明できないため、採用していない(授業で触れた潮見説批判)。

8 指摘 HP

→ この部分だけでも十分だと評価する。弁済期の到来や占有取得が不法行為によるものでないことという要件は、本件では問題になる余地がなく、しかも留置権成立に対する消極的要件なので、書かなくて良いと思う。

9 指摘 HP

→ 第三者の詐欺や補充性に基づく抗弁は、成り立たないことがほぼ確実だから、書かなくてもよいが、簡潔に書ければ若干加点するとしていたが、基礎点とすることに変更し、錯誤取消しの検討も併せて評価することにした。融資の用途が定められていないことから、相手方にとって基礎とした事情が表示されていたとはいえず、錯誤取消しも認められない。

金等債務を主たる債務とする保証契約」に当たるか否かである。たしかに、金銭消費貸借契約には用途は定められておらず、債権者が用途を明確に把握することは難しいため、その場合に保証契約を、保証意思説明公正証書を欠くとして無効にすることは、債権者の予測を裏切るとも考えられる。しかし、同条の規定は、巨額の事業債務を負担する保証人にその債務内容を明確に認識させて慎重な保証意思の確認を行うことで、安易な保証契約の締結を抑制することにあり、本件でも、現実にはAの事業債務をGは保証している結果になるから、保証人保護の趣旨から、事前に慎重な手続が必要であったと言える。また、経営者保証に該当しない第三者を保証人として用途を定めずに金銭を貸与する債権者にも、自らを守るために慎重で厳格な手順を踏むことを期待することは不合理ではない。

よって、本件保証契約は事業債務個人保証契約に該当し、事前の保証意思説明公正証書が作成されていないことから、Gは保証契約の無効を主張して、保証債務の履行を拒むことができる。

4 設問3

(1) 遺言の自由と遺留分による制約

遺言者は、自らの財産の処分を自由に決定することができるのが原則であるが、近親者である相続人には相続に対する一定の期待があり、また、被相続人に依拠して生活してきた遺族の生活を保障する必要があるため、相続財産の一定部分を一定範囲の相続人のために留保させるのが遺留分制度である。

(2) 本件の相続人と遺留分割合

本件では、Aの妻Gと子HおよびIの3人が相続人であり、各自の遺留分割合は法定相続分の2分の1である(1042条1項2号および同条2項)。

(3) 本件遺言の意味と遺留分侵害

いわゆる「相続させる」旨の遺言は、一般的には、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定だと解されているが(改正法での名称は「特定財産承継遺言」、1046条1項括弧書きおよび1047条1項前段括弧書き)、本件の遺言のように全部をIに独占的に承継させるものは、GやHの相続分をゼロとする相続分の指定であると考えられ(902条1項、1046条1項括弧書きおよび1047条1項前段括弧書きの「相続分の指定」(による遺産の取得))、GやHの遺留分を侵害することは明らかである。それゆえ、Gは、Iに対して、自らの遺留分侵害額請求を行うことができるほか、親権者のGが未成年者Hの法定代理人としてHの遺留分侵害額請求を行うことができる。

(4) 遺留分の算定のための相続財産の価額

遺留分を算定するための相続財産の価額は、本件では、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額7000万円(不動産の6000万円に預貯金1000万円を加えたもの)、Iの特別受益として大学・大学院に進学するために要した費用1000万円(1044条1項および3項の10年以内の「生計の資本として受けた贈与の価額」でありIの悪意を要件としない)を加え、債務2000万円の全額を控除した額であり(1043条)、6000万円である。

(5) 各自の具体的遺留分額

Gの個別的遺留分額は、相続財産の価額に遺留分割合を乗じたもので、本件の場合、6000

10 指摘

HP

→ 賛成はできないが、「動機の錯誤や第三者の詐欺の場合と同じように、債権者の取引安全の保護を強調して、債権者が善意・無過失であれば、融資金が客観的には事業に用いられていても、事業債務個人保証に該当しないとする信頼が保護されるべきで、本件保証契約は有効である。」との有効説も論理的には十分成り立つので、同等に評価する。

←

11 指摘

HP

→ 解答例は細かく書き分けたが、教育的効果を考慮したためであり、項目を分けてもう少し簡略に書いても同等に評価する。

←

民法展開演習 (HA・HB)

万円×2分の1×2分の1=1500万円となる。Hの個別的遺留分額も同様に、6000万円×2分の1×2分の1×2分の1=750万円となる。

(6) 遺留分侵害額請求

本件では、Iが債務を含めてすべての財産を相続し、すでに借入れによる債務の清算を済ませているので、遺留分侵害額を算定するための控除や加算(1046条2項)はなく、上記の額がそのまま遺留分侵害額請求の額となる。改正前と異なって、遺留分侵害額請求は、物権的な効果を伴う現物返還を内容としない金銭給付請求と位置づけられるので、Iの本件不動産の相続承継には影響がなく、Iは、GやHに対して、上記の侵害額の支払債務を負担するのみである。